自治基本条例だより

~古賀の自治基本条例づくりの"いま"をお伝えします~

第6号 平成27年7月

第6回古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会を開催

古賀みらいサマーミーティングについて検討しました

第6回策定委員会プログラム

- 1. 開会
- 2. 前回の振り返り
- 3. 第1回とりまとめ部会について情報共有
- 4. 古賀みらいサマーミーティングの具体的 な進め方について
- 5. おわりに

古賀市では、住民自治に基づく自治体運営の 基本原則を定める「古賀市自治基本条例(仮 称)」づくりを進めています。

平成27年6月17日(水)に、第6回目となる古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会を 開催しました。

第1回とりまとめ部会について

策定委員会の意見の整理・集約、条例素案の原稿作成を担うとりまとめ部会が始動。市民主体で条例づくりを進めています。第1回会議では、部会の役割を確認し、名称を決定。古賀みらいサマーミーティングの提案内容について話し合いました。

「古賀みらいサマーミーティング」の 日程 や 具 体 的 な 進 め 方 を 決 定

第5回策定委員会において、より多くの市民 意見を反映し、自治基本条例づくりを進めるた め、古賀みらいサマーミーティング(市民対話 集会)を開催することを決定しました。そこで 今回の会議では、開催日時や役割分担、内容に ついて話し合いました。(各校区の開催日時・ 会場については、下の表をご参照ください。)

より多くの市民意見を集約するため、「ワークショップ」という形式で意見交換を行うこととしました。

[ワークショップとは]

本来の意味は「作業場」「工房」です。近年、 住民参加型のまちづくりにおいて、自由に意見 を出し合ったり、お互いの理解を深めたり、参 加者の合意を得たりするために有効な技法と して活用されています。古賀みらいサマーミー ティングでは、5~6人のグループで話し合い を行うこととしています。

古賀みらいサマーミーティングの開催予定(各校区の日時・会場)

校区	開催日時	会 場					
舞の里	8/28(金)19 時~	舞の里小学校会議室					
古賀東	8/29(土)10時~	古賀市公民館久保分館					
花鶴	8/29(土)19 時~	古賀東区公民館					
花見	8/30(日)19 時~	花見東一区自治公民館					
小野	8/31(月)19時半~	谷山区公民館					
青柳	9/4(金)19時~	青柳区公民館					
千鳥	9/5(土)19時~	古賀市社会福祉センター千鳥苑					
古賀西	9/7(月)19時~	古賀北区公民館					





「自治基本条例」って何だろう?~前回の松下教授の話から

「自治基本条例」と言われる条例は、平成 13 年の北海道二セコ町の「二セコ町まちづくり基本条例」を始めとし、約 300 の自治体で制定されています。自治基本条例は住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めるもので、地域課題への対応や住民自治によるまちづくりについて、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したものです。

古賀市では、「未来のまちづくりのためになる自治基本条例とは?」を考えながら条例づくりを進めています。今後、古賀市のまちづくりの担い手である様々な人々と経験や知恵を寄せ合い、検討を進めていきたいと思います。

【本当に活かされる自治基本条例を考えていくためのヒント~松下教授の言葉より】

- ●困っている地域の課題の解決や、次世代が暮らしやすいまちづくりのための条例
- ●まちが具体的によくなっていくための理念や進むべき未来が書かれた条例
- ●古賀市の担い手としての市民、市役所、議会のがんばりを後押しする条例
- ●行政や議会だけでなく、市民や住民が主語となった内容が十分に書かれた条例
- ●みんなの知恵や知識や経験を出し合う自治の文化をつくっていくための条例

データから見る古賀市~少子・高齢化率について~

下の表は、校区ごとと古賀市全体の人口(全体、年少人口(O~14歳)、高齢人口(65歳以上)、 平均年齢)をまとめたものです。全国的な傾向と同様に、古賀市でも少子・高齢化が進んでいる ことが分かります。このようなデータも参考として策定委員会で検討を進めています。

古賀市 少子·高齢化率 (平成27年3月末現在) 【住民基本台帳より】

	人口									平均年齢		
	全体			O~14歳		65歳以上			平均平断			
	H22.3	H27.3	増減率	H22.3	H27.3	増減率	H22.3	H27.3	増減率	H22.3	H27.3	差
古賀東校区	8,916	8,843	-0.8%	1,175	1,166	-0.8%	2,303	2,572	11.7%	45.1	46.4	1.3
古賀西校区	10,368	11,521	11.1%	1,508	1,882	24.8%	2,059	2,497	21.3%	42.2	42.1	-0.1
青柳校区	6,256	6,091	-2.6%	790	797	0.9%	1,307	1,608	23.0%	44.0	46.0	2.0
小野校区	6,481	6,553	1.1%	989	1,025	3.6%	1,051	1,406	33.8%	41.0	43.1	2.1
花鶴校区	5,140	4,887	-4.9%	621	531	-14.5%	1,125	1,525	35.6%	44.8	48.3	3.5
千鳥校区	6,261	5,674	-9.4%	1,056	819	-22.4%	840	1,078	28.3%	38.8	42.0	3.2
舞の里校区	6,875	6,434	-6.4%	1,080	840	-22.2%	594	953	60.4%	37.9	41.9	4.0
花見校区	7,990	8,316	4.1%	1,249	1,337	7.0%	1,347	1,756	30.4%	40.9	42.0	1.1
古賀市(全体)	58,287	58,319	0.1%	8,468	8,397	-0.8%	10,626	13,395	26.1%	41.9	43.7	1.8

5年で子どもが71人減少

5年で高齢者が2,769人増加

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報/お問い合わせ先】

- 〇インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のボタンを押していただくか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右の QR コードを読み込んでください。
- ○お問い合わせ先(事務局): 古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係



